

◎新潟県告示第1540号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年11月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 都市計画の種類及び名称
 - ・種類 新潟都市計画地区計画（聖籠町決定）
 - ・名称 大夫聖籠山地区地区計画
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課